

## 岡崎市消防本部マスコットキャラクターイラスト使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別紙岡崎市消防本部マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）のイラストの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の承認申請)

第2条 キャラクターのイラストを使用しようとする者は、あらかじめ岡崎市消防本部マスコットキャラクターイラスト使用承認申請書（様式第1号）に次の書類を添えて消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターのイラストの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他消防長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の手続を必要としない。

- (1) 消防団が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他消防長が適当と認めた場合

### (使用の承認)

第3条 消防長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は内容を審査し、当該使用が防火、防災、減災啓発活動等に寄与すると認める場合は、キャラクターのイラストの使用を承認することができる。

2 前項の規定により使用の承認をする場合は、消防長は、岡崎市消防本部マスコットキャラクターイラスト使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

### (使用の制限)

第4条 キャラクターのイラスト使用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、消防長は、その使用を承認しないこととする。

- (1) 防火、防災、減災啓発活動等に寄与する趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 岡崎市消防本部の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体等の売名又は利益に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) キャラクターのイラストが適正な使用方法に従って使用されないおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗、この要綱の規定に反するおそれがある場合

- (8) その他使用を承認することが不相当と認められる場合

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定によりキャラクターのイラストの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用方法のみに使用し、この要綱の定め及び消防長の指示を遵守すること。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことのないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) キャラクターのイラストの使用に際し、その表情、様態、色彩の一部であっても変更して使用しないこと。ただし、消防長があらかじめ適当と認めた場合は、この限りでない。
- (4) キャラクターのイラスト使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮をすること。  
なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に関しては、岡崎市は一切の責任を負わない。
- (5) 第三者に対し使用の権利を譲渡し、又は再許諾しないこと。
- (6) キャラクターのイラストについて、商標権、意匠権その他の自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (7) キャラクターのイラストを使用する際は、「岡崎市消防本部マスコットキャラクター(愛称)」を併記すること。ただし、併記が困難であると消防長が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 提供を受けたキャラクターのイラストの画像データは、複製又は第三者に開示若しくは漏えいをしないこととし、使用終了後は、速やかに消去すること。

(是正の措置)

第6条 消防長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちにその是正を求め、又は当該使用承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
  - (2) 承認の条件に違反したとき。
  - (3) 第4条第1項各号のいずれかに該当したとき。
  - (4) 前条の規定その他この要綱に違反したとき。
- 2 消防長は、前項の規定により使用の承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。
- 3 消防長は、その承認を得ずにキャラクターのイラストを使用している者又は使用しようとしている者に対して、イラストの使用停止及び使用した物件の回収を求める等、適切な措置をとることができる。

4 第2項及び前項の規定による物件の回収に要する費用は、当該回収を行うべき者の負担とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのイラストの使用等の取扱いについて必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。